

学部学生海外留学助成制度実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年6月18日学長裁定)

学部学生海外留学助成制度実施要項の一部を改正する要項

学部学生海外留学助成制度実施要項（平成22年5月27日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(申請できる者)</p> <p>第3 助成制度に申請できる者は、次の各号を満たす者とする</p> <p>(1) 留学先機関における受入期間が2週間以上1年以内の留学を計画する者 <u>(学長が認める場合においては、この限りではない。)</u></p> <p>(2) 国際貢献への意欲が高く、健康でかつ学業成績が優秀な者</p> <p>(3) 留学先での勉学に支障のない語学力を有する者</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(助成対象費用)</u></p> <p>第5 <u>本制度において、留学に係る費用のうち航空賃及び宿泊料のみ助成の対象とする。なお、航空賃及び宿泊料の算定は本学旅費規程に準じるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年6月18日から実施し、令和6年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>大学が認めた留学に関し、支援対象の拡大を図るため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(申請できる者)</p> <p>第3 助成制度に申請できる者は、次の各号を満たす者とする</p> <p>(1) 留学先機関における受入期間が2週間以上1年以内の留学を計画する者</p> <p>(2) 国際貢献への意欲が高く、健康でかつ学業成績が優秀な者</p> <p>(3) 留学先での勉学に支障のない語学力を有する者</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(支給額)</u></p> <p>第5 <u>助成制度に係る支給額は、本学旅費規程に準じて積算する。</u></p> <p>(略)</p>